

期 間 入 札 公 告

一般競争入札を行いますので、糸田町財務規則第87条に基づき下記のとおり公告します。

令和8年7月22日

糸田町長 森下 博輝

記

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業名 | - |
| (2) 業務名 | 糸田町民会館空調設備改修工事実施設計業務 |
| (3) 業務場所 | 田川郡糸田町 |
| (4) 履行期間 | 令和8年9月1日(火) ～ 令和9年1月20日(水) |
| (5) 業務種別 | 改修設計業務 |
| (6) 業務概要 | 空調改修工事実施設計 |
| (7) 予定価格 | 5,000,000 円(税抜き) |
| (8) 最低制限価格 | 無し |
| (9) 担当課 | 糸田町役場 教務課 社会教育係
〒822-1392 福岡県田川郡糸田町2023番地1
TEL0947-26-0038 |

2 入札参加条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定による制限を受けていないこと。
- (2) 糸田町入札参加資格名簿に記載されていること。(糸田町役場土木課にて随時募集受付)
- (3) 建築士法第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 設計業務を行うに当たって、常勤の自社社員で、かつ、引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく「設備設計一級建築士」または「建築設備士」の資格を持つ者を配置できること。
- (5) 糸田町建設工事等に係る業者の指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 町と紛争又は争訟関係にないこと。
- (7) 糸田町入札参加資格名簿に記載されている本店、支店及び営業所にて、本業務と同種又は類似業務について、過去5年以内に地方公共団体等と契約実績があること。
- (8) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)で申請を行い、入札参加資格確認通知書の競争参加資格確認結果に「有」と通知を受けたもの。
- (9) 地方自治法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5第6項並びに糸田町政治倫理条例第17条に抵触しないこと。

3 入札参加申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、下記の提出書類を提出し、入札参加資格の審査を受けるものとする。様式については糸田町ホームページからダウンロードすること。ダウンロードできない者については、担当課にてデータの受け渡しを可能とする。その際は、USBまたは、CD-ROMを持参すること。紙媒体でのコピーを必要とする場合は、A4サイズ1枚あたり10円、A3サイズ1枚あたり20円で手渡しするものとする。
 - ① 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - ② 配置予定技術者調書(様式第2号)
 - ③ 主任(監理)技術者の資格証の写し又は、実務経験証明書(任意様式)・雇用証明の写し
 - ④ 建築士事務所登録証の写し

- ⑤ 現在従事している業務調書（現在従事している業務が有る場合に提出）
- ⑥ 同種業務の受注実績調書 ※前項2の(7)で指定した実績
- ⑦ 誓約書（糸田町暴力団排除条例）
- ⑧ その他申請に必要な書類（各様式に記入している注意事項を参照）
- (2) 提出方法 糸田町町民会館 教務課社会教育係へ持参又は郵送すること。
- (3) 提出期間 令和8年7月22日（水）から 令和8年8月5日（水）まで
土曜日、日曜日、祝日を除き、午前8時30分から午後5時00分までとする。
郵送の場合は、令和8年8月5日(水)午後5時00分までに必着しなければならない
いものとし、必着した日時が証明できる郵送方法に限るものとする。
- (4) その他
 - ・ 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ・ 提出書類は、糸田町において目的外使用することはないこととする。
 - ・ 提出書類については返却はしないこととする。
 - ・ 提出期限後における申請書又は資料の差し替え又は再提出は、認めないものとする。
ただし、糸田町が指示した場合は除く。
- 4 競争入札参加資格確認通知書
 - (1) 入札参加資格の有無を競争入札参加資格確認通知書で令和8年8月7日（金）にメール又は郵送するものとする。なお、届いていない場合は、担当課に確認すること。
 - (2) 入札参加資格が無しと通知された者は、その決定に不服がある場合はその理由について説明を求めることができる。
 - (3) (2)の説明を求める場合は、令和8年8月14日（金）までに書面（任意様式）を提出しなければならない。
 - (4) 説明を求められた場合は、令和8年8月18日（火）までに説明を求めた者に対して書面により回答する。
- 5 設計図書等の公表
 - (1) 設計図書等については、糸田町ホームページからダウンロードするものとする。ダウンロードできない者については、3入札参加申請（1）と同様とする。
 - (2) 設計図書等については入札会終了後に破棄すること。
- 6 現場説明会
現場説明会は行わない。
- 7 質疑書の受付及び回答
 - (1) 質疑書の受付
 - ・ 質疑については、質疑書に必要事項を記入のうえ電子メール、FAXで受け付けるものとする。
 - ・ 質疑の受付は、令和8年8月14日（金）午後1時00分までとする。
 - ・ 提出先は下記のとおりとする。

担当課	糸田町役場 教務課 社会教育係
FAX番号	0947-26-2526
メールアドレス	shakyou@town.itoda.lg.jp
 - (2) 質疑書に対する回答
 - ・ 質疑書に対する回答は、糸田町ホームページで公表するものとする。質疑が発生する毎にホームページに公表するので必ず定期的に確認を行うこと。
- 8 入札方法等
 - (1) 入札方法
「期間入札の手引き」に従って入札すること
 - (2) 入札書提出期間
令和8年8月20日(木) から 令和8年8月27日(木) 午後5時00分まで
 - (3) 提出先
福岡県田川郡糸田町2023番地1 糸田町町民会館 教務課社会教育係
- 9 開札等
 - (1) 開札
「期間入札の手引き」のとおり行う。
 - (2) 開札日時
令和8年8月28日(金) 午前10時00分
 - (3) 開札場所
福岡県田川郡糸田町1975番地1 糸田町役場 住民センター2階 第4研修室

10 無効又は失格となる入札

(1) 無効となる入札

- ・ 入札参加資格のない者がした入札。
- ・ 入札人又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるそれらの入札。
- ・ 入札書に記名押印のない入札。
- ・ 入札書の金額に千円未満を記入した入札。
- ・ 入札書に誤字、脱字等があつて必要事項を確認することができない入札。
- ・ 入札書等が提出期間以外で提出、到達した入札。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、入札参加条件並びに入札方法に違反して入札した入札。
- ・ その他入札執行者において無効と認めた入札。

(2) 失格となる入札

- ・ 談合又は不正手段をした者の入札。
- ・ 予定価格を上回る価格の入札。
- ・ 入札執行者及び職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の入札。
- ・ その他入札執行者において失格と認めた入札。

11 期間入札会の取りやめ

- (1) 不正入札若しくはその疑いがあると認められるとき、又は天災事変等やむを得ない事由により入札が適正に執行できない恐れがあると認められる場合は、当該入札及び開札会を停止、遅延、中止することがある。また、これらの場合における損害は、入札執行者は負担しない。

12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の入札者のうち、最低価格をもって入札したものを落札者とする。なお、落札となるべき価格の入札が2者以上あるときは、糸田町期間入札実施要領第7条の規定により落札者を決定する。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 糸田町財務規則第118条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額

契約予定日の令和8年8月31日(月)までに必ず契約保証金を納めるか、履行保証(履行保証申込書)の提出を行うこと。落札後から契約までは期間が短いため、履行保証または契約保証金の準備を速やかに行うこと。履行保証の場合は、原本が届くまでは履行保証申込書の提出を行い原本が到着後差替えることは可能とする。

14 前払金

前払金請求については、糸田町工事前払金取扱要綱及び契約約款を基に支出するものとする。

15 その他

- (1) 入札参加希望者は、本公告の内容及び設計図書等を熟読のうえ入札に参加すること。
- (2) 追加説明等が発生した場合は、公告修正または、公告ホームページにて修正、電子メール等で追加説明を行うものとする。